

大牟田市まちづくり基金事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大牟田市まちづくり基金を利用し、商業及び観光をはじめとする地域の振興、中心市街地の活性化等に寄与する自主的なまちづくりの事業を推進するため、大牟田市まちづくり基金事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 市長は、第4条に定める補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市長は、補助事業の完了した後において補助金を交付するものとする。

3 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる事業について、概算払により補助金を交付することができる。ただし、事業の開始及び終了が同一年度でない事業はこの限りではない。

（補助対象区分）

第3条 補助の対象となる区分（以下「補助対象区分」という。）は次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくり施設等整備事業（ハード事業）
- (2) まちづくり活動等事業（ソフト事業）
- (3) 既存店舗改修事業（店舗改修事業）
- (4) 空家・空き店舗改修事業（店舗改修事業）
- (5) 多目的トイレ設置事業（店舗改修事業）
- (6) 新築店舗整備事業（店舗改修事業）
- (7) 大規模リノベーション事業（店舗改修事業）

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、前条に規定する補助対象区分に応じ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する事業

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合

ウ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所

- エ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項第 1 号イ及びロに規定する者
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉法人
- カ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に規定する特定非営利活動法人
- キ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益法人
- ク 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律 48 号）に規定する法人
- ケ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する医療法人
- コ 大牟田市中小企業振興条例第 2 条第 1 号に定めるものが構成員の一員となっている団体であって、次に掲げる要件のすべてに該当する団体のうち市長が認めるもの
- (ア) 定款、規約等又はこれに代わるものを定めていること。（当該団体の意思決定の手続が定められているもの）
- (イ) 年間の事業計画及び収支予算を定めていること。
- サ 市民活動（市民が自主的・自発的に地域社会の課題に取り組み、もって公益の増進を図る営利を目的としない活動）を行う団体で、政治活動又は宗教活動を目的としない団体のうち市内に主たる事務所を有し、かつ市内で活動実績（1 年以上）がある団体であって、次に掲げる要件のすべてに該当する団体のうち市長が認めるもの
- (ア) 定款、規約等又はこれに代わるものを定めていること。（当該団体の意思決定の手続が定められているもの）
- (イ) 年間の事業計画及び収支予算を定めていること。
- (2) 前条第 3 号に該当する事業は、別表 4 に掲げる業種の事業を自ら行うもの
- (3) 前条第 4 号に該当する事業は、別表 4 に掲げる業種の事業を自ら行うものであって、開業が確実である具体的な計画を有しているもの。ただし、新規創業者が行う事業の場合は、大牟田商工会議所等が開催する創業支援のための研修及び講座を修了しているものに限る。
- (4) 前条第 5 号に該当する事業は、本条第 2 号及び第 3 号ならびに第 5 号に規定するもの
- (5) 前条第 6 号に該当する事業は、別表 4 に掲げる業種の事業を行うための店舗を新築するものであって、開業が確実である具体的な計画を有し

ているもの。ただし、新規創業者が行う事業の場合は、大牟田商工会議所等が開催する創業支援のための研修及び講座を修了しているものに限る。

- (6) 前条第 7 号に該当する事業は、既存の建物（延べ面積が 200 m² 超のものに限る。）において次に掲げる要件をすべて満たす整備をするものであって、開業が確実である具体的な計画を有しているもの。ただし、新規創業者が行う事業の場合は、大牟田商工会議所等が開催する創業支援のための研修及び講座を修了しているものに限る。

ア 建物の新たな活用として、従前の業種から別表 4 における中分類の業種への変更（別表 4 に掲げる中分類間の業種からの変更については、同表に掲げる他の中分類の業種への変更に限る。）をして事業を行うもの。

イ（ア）の変更は、建物の延べ面積から共有部分を除いた面積の 3 分の 2 以上を占めるもの。

- 2 前項の規定に関らず、次の各号の掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））

(3) 暴力団員が役員となっている団体

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
（補助金の対象及び額等）

第 5 条 市長は、第 3 条各号に掲げる補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の実施のために必要なものについて補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、別表 1、別表 2 及び、別表 3「補助金の額等」の欄に定めるとおりとする。ただし、第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する事業においては、補助金の額が 30 万円以下、第 3 条第 3 号から第 7 号に規定する事業においては、補助金の額が 1 万円以下の場合は、補助金を交付しないものとする。

- 3 前項に規定する補助金の額に、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(認定申請)

第6条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、あらかじめ、大牟田市まちづくり基金事業費補助金認定申請書(様式第1号)により別表5に定める添付書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、申請された事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の認定をしないものとする。

(1) 事業の開始から終了までが2ヶ年度を超えるもの

(2) 市長の認定前に事業を開始したもの

(3) 既存事業として取り組まれているもの(先進性または新規性が認められるものを除く。)

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に違反するもの

(5) 他の補助金等の交付を受けているもの

(まちづくり基金事業審査委員会への諮問)

第7条 市長は、前条第1項に定める申請があったとき(同条第2項に該当するものを除く。)は、補助対象事業の認定の適否について、第9条に規定する大牟田市まちづくり基金事業審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第3条第3号に規定する事業については、この限りではない。

(事業の認定及び通知)

第8条 市長は、第6条第1項に定める申請に係る事業を補助対象事業に認定したときは、その旨を大牟田市まちづくり基金事業費補助金認定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(まちづくり基金事業審査委員会の設置)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により申請された事業の補助対象事業への認定の適否について、その意見を聴くために大牟田市まちづくり基金事業審査委員会を設置する。

2 大牟田市まちづくり基金事業審査委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付申請)

第10条 第8条の規定により補助対象事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、通知を受けた日から1ヶ月以内に、大牟田市まちづくり基金事業費補助金交付申請書(様式第3号)により、別表5に定める添付書類を添えて、市長

に申請するものとする。

- 2 認定事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を大牟田市まちづくり基金事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした認定事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付けることができる。

（補助金の概算払）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「決定事業者」という。）は、第2条第3項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、大牟田市まちづくり基金事業費補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、概算払により補助金を交付するものとする。

（補助事業の着手）

第13条 決定事業者は、補助対象事業に着手したときは、速やかに、大牟田市まちづくり基金事業費補助金事業着手届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定事業者は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定の前に補助対象事業に着手する必要がある場合には、大牟田市まちづくり基金事業費補助金事業事前着手申請書（様式第7号）により市長の承認を受けなければならない。

（事業内容等の変更）

第 1 4 条 決定事業者は、補助対象事業の内容又は経費の変更をしようとするときは、あらかじめ、大牟田市まちづくり基金事業費補助金内容変更承認申請書（様式第 8 号）により市長の承認を受けなければならない。ただし次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（1）補助対象経費の 2 0 パーセント以内の変更

（2）事業目的の達成に支障を来すことのない事業内容の変更

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、大牟田市まちづくり基金事業費補助金内容変更決定通知書（様式第 9 号）により決定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。ただし、第 1 1 条の規定により通知した交付決定額の増額は行わないものとする。

（事業の中止又は廃止）

第 1 5 条 決定事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、大牟田市まちづくり基金事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第 1 0 号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、決定の内容若しくは条件を変更し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

3 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部若しくは一部が取り消された場合であって当該補助対象事業の中止又は廃止がやむを得ない事情によるものであると認めるときは、補助対象事業の中止又は廃止により生じた経費のうち市長が認めるものについては、補助金を交付することができる。

（実績報告）

第 1 6 条 決定事業者は、補助対象事業の終了後 1 月を経過する日又は補助対象事業の終了年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、大牟田市まちづくり基金事業費補助金実績報告書（様式第 1 1 号）により別表 5 に定める添付書類を添えて、市長に補助対象事業の実績を報告しなければならない。

2 決定事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 1 7 条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、かつ必

要に応じて現地調査を行い、補助対象事業の実績報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市まちづくり基金事業費補助金確定通知書（様式第 1 2 号）により決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第 1 8 条 決定事業者は、前条の通知があったときは、大牟田市まちづくり基金事業費補助金請求書（様式第 1 3 号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求があった日から 3 0 日以内に補助金を決定事業者に支払うものとする。

（精算）

第 1 9 条 第 1 2 条の規定により補助金の概算払を受けた決定事業者は、第 1 7 条の通知があったときは、速やかに精算を行い、当該補助金に過払いがあるときは、精算と同時にこれを返還しなければならない。

（調査等）

第 2 0 条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者又は決定事業者に対し、現況の説明を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

（決定の取消し等）

第 2 1 条 市長は、決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。この場合において、決定事業者に損害が発生しても市はその賠償の責めを負わない。

(1) 虚偽又は不正の申請をしたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。

(4) 正当な理由なく、補助金の交付の目的に則した使用がなされていないと認められるとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

（補助対象事業の公表）

第 2 2 条 市長は、補助金の交付決定後、決定事業者の名称、所在地、代表者氏名、事業名、交付決定額、その他取組内容及び成果について、地域振興策の実例として公表することがある。

（財産の維持管理等に係る報告）

第 2 3 条 決定事業者は、補助対象事業が完了した日の翌月から起算して、

次の各号に定める期間（以下「財産維持管理期間」という。）を経過するまで、毎年度、財産の維持管理状況や事業実績について、市長に報告しなければならないものとする。

- (1) まちづくり施設等整備事業（ハード事業） 5 年間
- (2) 既存店舗改修事業 1 年間
- (3) 空家・空き店舗改修事業 3 年間
- (4) 多目的トイレ設置事業 3 年間
- (5) 新築店舗整備事業 3 年間
- (6) 大規模リノベーション事業 3 年間

2 市長は前項の報告を受けたときは、第 9 条に規定する大牟田市まちづくり基金事業審査委員会での説明を求めることができる。

（補助金に係る経理）

第 24 条 決定事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が終了した日の属する会計年度の終了後、財産維持管理期間を経過するまで保存しなければならない。

（仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 25 条 決定事業者は、補助対象事業の終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、大牟田市まちづくり基金事業費補助金消費税及び地方消費税額確定報告書（様式第 14 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額の全額又は一部の返還を命じるものとする。

（財産の管理）

第 26 条 決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 決定事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 決定事業者は、その組織を解散するときは、取得財産等について、適切な措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は前項の届出があったときは、その内容を審査し、改善を求めるとともに、既に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付す

べきことを決定事業者に命じることができる。

（財産の処分の制限）

第 27 条 決定事業者は、取得財産等のうち、次の各号に掲げるものについて、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は補助金の趣旨に従って財産維持管理期間を経過するまで効果的な運用を図った場合は、この限りでない。

（1）不動産及びその従物

（2）機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物

2 決定事業者は、前項の承認を受けようとするときは、大牟田市まちづくり基金事業費補助金財産処分承認申請書（様式第 15 号）により市長に申請しなければならない。ただし、次条により取得財産等を新たな事業者へ承継しようとする場合は、承継する者が申請する第 6 条第 1 項に規定する大牟田市まちづくり基金事業費補助金認定申請書（様式第 1 号）の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、その旨を大牟田市まちづくり基金事業費補助金財産処分承認通知書（様式第 16 号）により当該申請したものに通知するものとする。

4 市長は、第 1 項の承認をしようとするときは、既に交付した補助金の一部に相当する額を市に納付すべきことを決定事業者に命じることができる。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

（決定事業者の地位の承継）

第 28 条 前条第 2 項により、決定事業者が取得財産等を新たな事業者へ承継しようとする場合は、承継する者は、第 6 条第 1 項に規定する大牟田市まちづくり基金事業費補助金認定申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

2 前項により申請された事業は、第 7 条及び第 8 条を準用する。

3 市長は、第 8 条により補助対象事業を認定したときは、決定事業者の地位の承継を認めることができる。

（補則）

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。

(第5条関係)

別表1

まちづくり施設等整備事業（ハード事業）

1. 商業振興、観光振興のための施設の整備等に要する経費
2. まち並みの形成に係る施設の整備等に要する経費
3. 空き店舗等を活用したまちの魅力向上のための施設の整備等に要する経費
4. その他まちづくり活動の拠点となる施設の整備等に要する経費

補助対象事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年以上継続して運営する施設を対象とする。

ただし、改修する店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約を締結し、所有者の承諾があるもので、仮設的な施設の整備及び政治的又は宗教的な活動を目的とした施設の整備は対象外とする。

補助対象区分		補助金の額等		補助対象経費区分	
		補助率等			補助限度額
まちづくり施設等整備事業（ハード事業）	中心市街地重点地域（別表6）において実施する事業	補助対象経費の5分の4以内の額		20,000 千円	・工事費 ・委託料 ・その他事業の実施に必要と認められる経費 ただし、以下の経費は除く。 ①土地の取得・造成費及び賃借に要する経費 ②施設の維持管理に要する経費 ③各種許認可に要する経費 ④設計・施工監理に要する経費 ⑤まちづくり計画等の一環として行わない、単なる構造物の撤去に要する経費 ⑥単に現状復旧のための改修に要する経費 ⑦システム設計、フィジビリティ調査（実現可能性調査）等の事前調査・視察等に要する経費 ⑧施設の企画運営を検討するための経費 ⑨施設の広報に要する経費 ⑩施設を活用したイベント等に要する経費 ⑪什器・備品購入等に要する経費 ※ 対象施設及び対象機器の付帯設備に係る費用については、次の2点を考慮して認定する。 ①法令等により設置が義務付けられていること。 ②設置により事業実施効果を高めるものであること。
		市長が必要と認めるもの	補助対象経費の10分の9以内の額	30,000 千円	
	中心市街地重点地域以外で実施する事業	補助対象経費の3分の2以内の額		10,000 千円	

(第5条関係)

別表2

まちづくり活動等事業（ソフト事業）

1. 商業、観光の振興に資する賑わいを創出するためのまちづくり活動等に要する経費
2. 地域経済の活性化に資するためのまちづくり活動等に要する経費
3. 空き店舗等を活用したまちの魅力向上のためのまちづくり活動等に要する経費
4. まちづくり施設等整備事業によって整備された施設等を活用したまちづくり活動等に要する経費

ただし、認定の申請は、同一の事業（同一とみなされる事業を含む。）については、同一年度内に1回とし、過年度から工夫が認められる場合は、通算で3回申請することができる。

補助対象区分		申請回数	補助金の額等		補助対象経費区分
			補助率等	補助限度額	
まちづくり活動等事業（ソフト事業）	中心市街地重点地域（別表6）において実施する事業	1回目	補助対象経費の4分の3以内の額	3,000千円	・謝金 ・旅費 ・会議費 ・会場使用料・賃借料 ・店舗賃借料（1月あたり5万円を上限とする。敷金、保証金は、対象外） ・通信運搬費 ・雑役務費 ・プロバイダー契約料・使用料 ・回線使用料 ・広報費 ・印刷製本費 ・備品費（原則リースとする） ・消耗品費 ・委託費 ・光熱水費 ・保険料 ・その他事業の実施に必要と認められる経費
		2回目	補助対象経費の3分の2以内の額	2,000千円	
		3回目	補助対象経費の2分の1以内の額	1,500千円	
	中心市街地重点地域以外で実施する事業	1回目	補助対象経費の3分の2以内の額	2,000千円	
		2回目	補助対象経費の2分の1以内の額	1,500千円	
		3回目	補助対象経費の3分の1以内の額	1,000千円	
	その他の市内全域を対象とする事業	1回目	補助対象経費の4分の3以内の額	3,000千円	
		2回目	補助対象経費の3分の2以内の額	2,000千円	
		3回目	補助対象経費の2分の1以内の額	1,500千円	

(第5条関係)

別表3 店舗改修事業

1. 空家及び空き店舗、既存店舗の改修に要する経費
2. 多目的トイレの設置に要する経費
3. 新築店舗の整備（増築含む。）に要する経費
4. 建物全体のリノベーションに要する経費

施工は市内に事業所を有する業者（中小企業者）を利用し、改修するものとする。

なお、認定の申請は1つの店舗につき1回のみとし、補助対象事業を組み合わせて申請することはできない。（多目的トイレ設置事業を除く。）

市内の既存店舗を閉鎖し1年以内に新たに別の場所に出店する場合は、対象外とする。ただし、都市機能誘導区域外から当該区域内への出店についてはこの限りではない。また、改修する店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約を締結し、所有者の承諾があるもので、仮設的な施設の整備及び政治的又は宗教的な活動を目的とした施設の整備は対象外とする。

補助対象区分			補助金の額等		補助対象経費区分
			補助率等	補助限度額	
店舗改修事業	市内全域において実施する事業	既存店舗改修事業（空き店舗を含む）	補助対象経費の10分の1以内の額	200千円	・工事費 ・その他事業の実施に必要なと認められる経費
	都市機能誘導区域（都市拠点、地域拠点、地区拠点、政策誘導拠点）において実施する事業		補助対象経費の10分の2以内の額	400千円	
	中心市街地重点地域（別表6）において実施する事業	空家・空き店舗改修事業（※1）	補助対象経費の3分の1以内の額	2,000千円	
				3,000千円（※2）	
		多目的トイレ設置事業（※3）	補助対象経費の2分の1以内の額	1,000千円	
		新築店舗整備事業	補助対象経費の3分の1以内の額	2,000千円	
		大規模リノベーション事業	補助対象経費の10分の2以内の額	10,000千円	

※1 空家とは、居住者の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3ヶ月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にある戸建て住宅（共同住宅を除く）。空き店舗とは、営業終了又は利用者の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3ヶ月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にあるもの。ただし、車庫を除く。

※2 条件は、①～③をすべて満たすもの。

- ①対象物件が1階の店舗であり入口（駐車場を有する場合は、当該駐車場を含む。）が道路又は歩道に接していること。
- ②10時から19時までの時間帯に4時間以上の営業を行うこと。
- ③商店街活動に積極的に参加すること。

※3 補助対象とする多目的トイレは、車いす使用者及び高齢者に対応する設備を備えるもの。

別表 4

大分類	中分類	小分類
G 情報通信業	39 情報サービス業	391 ソフトウェア業
		392 情報処理・提供サービス業
	40 インターネット付随サービス業	401 インターネット付随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業	411 映像情報制作・配給業
I 小売業	57 織物・衣服・身の回り品・小売業	571 呉服、服地・寝具小売業
		572 男子服小売業
		573 婦人・子供服小売業
		574 靴・履物小売業
		579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業
		582 野菜・果実小売業
		583 食肉小売業
		584 鮮魚小売業
		585 酒小売業
		586 菓子・パン小売業
		589 その他の飲食料品小売業
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業
		592 自転車小売業
		593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）
	60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業
		602 じゅう器小売業
		603 医薬品・化粧品小売業
		604 農耕用品小売業
		605 燃料小売業
		606 書籍・文房具小売業
		607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
		608 写真機・時計・眼鏡小売業
		609 他に分類されない小売業
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業	682 不動産代理業・仲介業
	69 不動産賃貸業・管理業	691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
		694 不動産管理業
	70 物品賃貸業	701 各種物品賃貸業
		702 産業用機械器具賃貸業
		703 事務用機械器具賃貸業
		704 自動車賃貸業
		705 スポーツ・娯楽用品賃貸業
		709 その他の物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	721 法律事務所、特許事務所
		722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
		723 行政書士事務所
		724 公認会計士事務所、税理士事務所
		725 社会保険労務士事務所
		726 デザイン業
		728 経営コンサルタント業、純粋持株会社
		729 その他の専門サービス業
	73 広告業	731 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	742 土木建築サービス業
		743 機械設計業
		744 商品・非破壊検査業
		745 計量証明業
		746 写真業
		749 その他の技術サービス業

大分類	中分類	小分類
M 宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	75 宿 泊 業	751 旅館、ホテル
		752 簡易宿所
		753 下宿業
		759 その他の宿泊業
	76 飲食店	761 食堂、レストラン（海の家を除く）
		762 専門料理店
		763 そば・うどん店
		764 すし店
		765 酒場、ビヤホール
		767 喫茶店
		769 その他の飲食店
	77 持ち帰り・配達飲 食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業
		772 配達飲食サービス業
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	78 洗濯・理容・美 容・浴場業	781 洗濯業
		782 理容業
		783 美容業
		784 一般公衆浴場業
		785 その他の公衆浴場業
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連 サービス業	791 旅行業
		793 衣服裁縫修理業
		799 他に分類されない生活関連サービス業 （食品貸加工業、易断所、観相業、相場案内業は除く）
	80 娯楽業	801 映画館
		802 興行場、興行団
		804 スポーツ施設提供業
		805 公園・遊園地
O 教 育、 学 習 支 援 業	82 その他の教育・学 習支援業	821 社会教育
		822 職業・教育支援施設
		823 学習塾
		824 教養・技能教授業
		829 他に分類されない教育・学習支援業
P 医 療、 福 祉	83 医療業	835 施術業
		836 医療に附帯するサービス業
R サービス 業（他に分 類されない もの）	92 その他の事業サー ビス業	921 速記・ワープロ入力・複写業
		922 建物等維持管理業
		923 警備業
		929 他に分類されない事業サービス業

※上記業種の事業において、次のものは対象外とする。

- ①大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗に該当する建物内で行われる営業にかかるもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）による公安委員会への許可・届出の対象となるもの

別表 5 添付書類

(1) まちづくり施設等整備事業（ハード事業）

(2) まちづくり活動等事業（ソフト事業）

☐ 認定申請書（様式第 1 号）	
補助事業に係るもの （共通）	☐ 補助事業計画書（別紙 1） ☐ 収支計画書（初年度）（別紙 2） ☐ 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（別紙 5） ☐ 滞納のない証明書 ☐ その他事業概要がわかる資料
まちづくり施設等整備事業の場合	☐ 収支計画書（5 年分）（別紙 3） ☐ 工事概要書（別紙 4） ☐ 整備場所付近の見取図 ☐ 工事にかかる設計の概要図 ☐ 現況写真
補助事業主体の概要に係るもの	☐ 定款、規約等又はこれに代わるもの（当該団体の意思決定の手続きが定められている）の写し ☐ 年間の事業計画及び収支予算の写し ☐ 前年度の事業報告書、収支決算書又はこれに代わるもの（大牟田市まちづくり基金事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号サに規定する市民活動を行う団体については、設立から 1 年に満たないものを除く。） ☐ 会員等の名簿 ☐ 参考資料
☐ 交付申請書（様式第 3 号）	☐ 認定申請時より変更のあった書類
☐ 実績報告書（様式第 1 1 号）	☐ 補助対象経費に係る領収書の写し ☐ その他事業の実績を証明する書類

(3) 店舗改修事業
共通

様式	添付書類
☐ 認定申請書（様式第 1 号）	☐ 補助事業計画書（別紙 1） ☐ 収支計画書（別紙 2） ☐ 工事概要書（別紙 4） ☐ 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（別紙 5） ☐ 見積書 ☐ 施工前写真 ☐ 事業実施場所の位置図及び平面図 ☐ 申請者確認資料 ☐ （法人）履歴事項全部証明書の写し ☐ （個人事業主）業種の確認できる書類（開業届、確定申告書、許認可証等） ☐ その他市長が必要と認める書類
☐ 交付申請書（様式第 3 号）	☐ 滞納のない証明書 ☐ 承諾書及び賃貸借契約書の写し（賃貸の場合） ☐ 建築確認済証の写し（該当する場合のみ） ☐ 認定申請時より変更のあった書類
☐ 事業着手届（様式第 3 号）	
☐ 実績報告書（様式第 11 号）	☐ 補助対象経費に係る領収書等の写し ☐ 施工後写真 ☐ その他事業の実績を証明する書類

該当

○ 認定申請書（様式第 1 号）

補助対象区分	添付書類
既存店舗改修事業（空き店舗を含む）	☐ 創業計画書（新規創業者のみ）
空家・空き店舗改修事業	☐ 創業塾修了証（新規創業者のみ） ☐ 創業計画書、その他事業概要がわかる資料 ☐ 大牟田商工会議所の経営指導員による経営指導報告書
多目的トイレ設置事業	☐ 既存店舗の場合は既存店舗改修申請に必要な書類 ☐ 空家・空き店舗の場合は空き店舗改修申請に必要な書類 ☐ 新築店舗の場合は新築店舗申請に必要な書類 ☐ 多目的トイレ設置の概要
新築店舗整備事業	☐ 創業塾修了証（新規創業者のみ） ☐ 創業計画書、その他事業概要がわかる資料 ☐ 大牟田商工会議所の経営指導員による経営指導報告書 ☐ 建築確認申請の写し
大規模リノベーション事業	☐ 創業塾修了証（新規創業者のみ） ☐ 創業計画書、その他事業概要がわかる資料 ☐ 大牟田商工会議所の経営指導員による経営指導報告書 ☐ 建築確認申請の写し（該当する場合のみ） ☐ 登記事項証明書の写し（建物の所有者のみ）

該当

○実績報告書（様式第 1 1 号）

補助対象区分	添付書類
既存店舗改修事業（空き店舗を含む）	☐ 開業届（新規創業者のみ） ☐ 許認可等を要する業種については許認可証 ☐ 検査済証の写し（該当する場合のみ） ☐ 登記事項証明書の写し（新築店舗のみ） ☐ 入居事業者がわかるもの （新築店舗、大規模リノベーション事業のみ） ☐ その他事業が行われていることがわかる書類
空家・空き店舗改修事業	
多目的トイレ設置事業	
新築店舗整備事業	
大規模リノベーション事業	

別表 6
中心市街地重点地域

	町丁名	範囲図
1	柿園町 1 丁目の一部	
2	柿園町 2 丁目	
3	八尻町 1 丁目	
4	東新町 1 丁目	
5	東新町 2 丁目の一部	
6	日出町 1 丁目の一部	
7	日出町 2 丁目の一部	
8	浅牟田町の一部	
9	大正町 1 丁目の一部	
10	大正町 2 丁目の一部	
11	大正町 3 丁目の一部	
12	大正町 4 丁目の一部	
13	大正町 5 丁目の一部	
14	橋口町	
15	古町	
16	本町 1 丁目	
17	本町 2 丁目	
18	本町 3 丁目	
19	本町 4 丁目	
20	本町 5 丁目の一部	
21	明治町 2 丁目の一部	
22	新栄町	
23	久保田町 1 丁目	
24	久保田町 2 丁目	
25	旭町 1 丁目	
26	旭町 2 丁目	
27	旭町 3 丁目	
28	泉町	
29	上町 1 丁目の一部	
30	栄町 1 丁目	
31	栄町 2 丁目	
32	築町	
33	常磐町	
34	山上町	
35	有明町 1 丁目	
36	有明町 2 丁目の一部	
37	不知火町 1 丁目の一部	
38	不知火町 2 丁目の一部	